

# 令和3年度(2021年度)熊本県福祉総合相談所会計年度任用職員

## (心理判定員)募集案内

### 1 募集職種

心理判定員

### 2 職務内容

心理面接、心理検査による心理判定及び心理治療業務

### 3 採用予定人数

1人

### 4 勤務条件

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：採用試験実施後、採用予定者と協議して決定した日～令和4年3月31日  
ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。
- (3) 勤務地：熊本県福祉総合相談所
- (4) 勤務時間：8：30～17：15（週3日）  
8：30～15：15（週1日）  
1か月につき16日以内、1週間につき29時間以内
- (5) 休憩時間：12：00～13：00
- (6) 休日等：熊本県の休日を定める条例第1条に定める県の休日とする。
- (7) 報酬等：報酬日額 7時間45分10, 185円～11, 166円  
5時間45分7, 557円～8, 284円  
通勤費用 実費相当額を支給
  - 1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
  - 2 報酬日額、通勤費用、期末手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
- (8) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (9) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (11) 地方公務員：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の法の適用 職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パ

ートタイム勤務の者を除く)等)が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

## 5 受験資格

児童、女性、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関して広範な知識と職務遂行の熱意並びに見識を有し、次に該当する者

- ・学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(ただし、教養課程のみの履修者を除く。)

次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 試験日程等

- (1) 日 時：随時実施(試験日は応募者と協議して決定予定)
- (2) 場 所：熊本県福祉総合相談所
- (3) 試験方法： 論文試験(以下のテーマについて800字程度にまとめ、申し込み時に提出)  
「虐待を受けた児童の特徴と対応方法について」  
人物試験(個別面接による口述試験)
- (4) 合格発表：試験終了後8日以内 電話で連絡します。

## 7 応募方法

### (1) 応募書類

次の書類を下記申し込み先へ郵送または持参してください。

履歴書

職務経歴書

ハローワークの紹介状

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業したことを証する書類(卒業(修了)証書の写し、卒業(修了)証明書)。

論文試験に係る論文

### (2) 受付期間等

- ・随時受付。持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)。

### 【申込先・問い合わせ先】

〒861-8039 熊本県熊本市東区长嶺南2丁目3番3号

熊本県福祉総合相談所(電話：096-381-4420(心理判定課直通))

担当：心理判定課 中村